

小平都市計画道路 3・2・8 号線

事業認可取消事件の東京高裁判決について

2019年7月25日

本日 15 時、東京高等裁判所第 10 民事部（大段亨裁判長）は、小平都市計画道路 3・2・8 号線の事業認可取消訴訟に対して、認可取消を否定する一審判決を容認し、原告ら住民の控訴を棄却する判決を言い渡した。

建設が予定される道路は、小平市の閑静な住宅地域のなかを、多くの居住用建物や玉川上水周辺の樹林をも撤去して、幅 36 m、長さ 1.4 km にわたって貫く 4 車線の大型道路である。この計画は、1962 年（昭和 37 年）にたてられたものであり、当時、小平市議会も、東京都議会も路線変更を求める住民の陳情・請願を採択したにもかかわらず、東京都は、それらを無視し続け、2010 年（平成 22 年）にはさらに道路幅を拡張したうえ、2013 年（平成 25 年）に計画を認可し、これを具体化し、強行しようというのである。

私たちは、本件道路計画が環境も住民生活も破壊する事態をもたらすことを指摘するとともに、交通需要の減少が明確であるにもかかわらず、220 世帯約 300 人もの住民に立ち退きを求める大規模な道路を、200 億円以上もかけて建設しようという不合理きわまりないものであることを訴えてきた。

本日の判決は、原告ら全員について原告適格を認めた一審判決を前提とし、本件道路に公共性があるという国や東京都の主張を鵜呑みにし、地域に発生する $\text{p m} 2.5$ などによる大気汚染や睡眠妨害を伴う激しい騒音被害に目をつむり、無駄な道路建設を容認したものである。のみならず、本件判決は、明治憲法下で戦争遂行のために発せられた勅令を適用して大臣の認可などもないまま道路計画が決定された手続きをも容認した。認可取り消しを退けた一審判決の焼き直しに他ならない。

本日の判決は、住民の生活破壊や権利侵害、環境に重大な影響を及ぼす本件道路建設の問題点をことごとく無視し、行政の裁量を優先したものである。道路計画がいかにも不合理であっても何ら歯止をかけようとせず、行政がなすがままに進めることを容認するものであって、国民から期待されている司法の役割を放棄したものとわざるを得ない。

原告らはもとより、多くの地域住民の立場からも、到底受け入れがたい判決である。

私たちは、地域住民のみなさんはもとより、無駄な公共事業に反対し、環境を守るたたかいを進めている全国のみなさんとも連携し、本件道路建設計画を断念させるべく引き続き全力をあげて取り組むことを表明する。

これまでのみなさんのご支援に感謝するとともに、今後ともご支援くださるようお願いする次第である。

小平都市計画道路 3・2・8 号線事件訴訟団

小平都市計画道路 3・2・8 号線事件弁護団